

介護保険 送付先設定(解除)申請書

練馬区長 殿

介護保険に関する通知書等の送付先の変更について、裏面の注意事項に同意の上、申請します。
送付先の変更により生じた問題については、申請者において一切の責任を負い、練馬区に一切迷惑をかけることを申し添えます。

申請日		年		月		日
申請区分	<input type="checkbox"/>	設定(変更も含む)	<input type="checkbox"/>	解除		

(フリガナ) 申請者氏名						被保険者との関係	
申請者住所	〒			-		電話番号	

被保険者番号 (※未記入でも可)	1	0	0			
(フリガナ) 被保険者氏名					生年月日	大正 昭和 年 月 日
被保険者住所	〒			-		電話番号

設定等理由	<input type="checkbox"/> 入院・施設入所(退院・施設退所)	<input type="checkbox"/> 郵便物の管理が困難					
	<input type="checkbox"/> 一時的に居所を異動	<input type="checkbox"/> 死亡					
	<input type="checkbox"/> その他 ()						
(フリガナ) 送付先宛名						被保険者との関係	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ							
送付先住所	〒			-		電話番号	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ							

※申請には必要書類を添付してください。必要書類の詳細は、「介護保険 送付先設定(解除)申請される方へ」をご覧ください。

介護保険課処理欄					地域包括支援センター 処理欄	
申請書送付日 送付者	保留文書	業務	処理日 処理者	確認日 確認者	介護 確認日	介護 担当者
	<input type="checkbox"/> 発送保留あり 設定後、()へ ⇒ 月 日 済み	共通 00 資 徴				
旧設定日	旧設定コード	旧設定内容		介護保険課 受付印	包括・戸籍住民課 受付印	
	00 10 40 50 20 30					
	00 10 40 50 20 30					

介護保険 送付先設定(解除)申請の注意事項

以下の事項に同意の上、申請してください。

- 1 この介護保険送付先設定(解除)申請による送付先変更は、介護保険課が送付する郵便物のみです。介護保険課以外の区から送付する他の郵便物については変更できません。介護保険課が送付する郵便物は、原則すべて変更後の住所へ送付します。

【例】被保険者証、負担割合証、保険料決定通知書、納付書、認定決定通知書、給付関係の通知書など

- 2 この介護保険送付先設定(解除)申請にあたっては、被保険者本人、親族等の同意を得てください。

- 3 既に発送準備がされている郵便物については、送付先の変更が間に合わない場合があります。

- 4 送付先住所を病院または介護施設にする場合、宛名は被保険者本人の氏名となります。病院または介護施設の職員を送付先とすることはできません。

- 5 設定した送付先を変更または解除する場合は、再度、介護保険送付先設定(解除)申請が必要です。

- 6 つぎのいずれかに該当した場合、送付先設定を解除することがあります。

- ・送付先設定について被保険者本人、親族等の同意が得られていないと認められた場合
- ・虚偽による届出であると認められた場合
- ・設定した送付先に郵便物が届かない場合